

(別 紙)

諮問番号：平成28年（処分）諮問第2号

答申番号：平成28年（処分）答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、理由がないから棄却されるべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人に対する国民健康保険税の延滞金の賦課決定に違法性又は不当性はあるか。(争点1)

〔審査請求人の主張〕

平成19年11月に受けた差押処分以降に行った分納相談において、延滞金の事を窓口で尋ねたが、「延滞金は名目上だけで国保税を払わせる目的でだけのことだ」との説明を受け、「延滞金はかからないので安心してください。」と言われてホッとしていた。そもそも「延滞金は払わなくていい」と言っていたのにいきなり差押処分を受け、本当に驚いた。自分が払わなければいけないものだと認識していれば審査請求はしないし、納得がいかないから審査を請求している。平成19年11月にも差押処分を受けたが、その時は滞納があることを認識していたので申し立てはしていない。延滞金がかかるかかからないかは口頭での説明であり証拠がないと市役所から言われ、今まで市役所を信じてきたが、嘘の話であり、詐欺にあった思いである。

〔処分庁の主張〕

審査請求人に対し、延滞金を払わなくていいとは伝えていない。納税者との交渉事項は滞納整理システムに入力するが、審査請求人の記録にそのような記録は残っていない。延滞金の免除については佐世保市税条例施行規則（昭和44年4月1日規則第10号）第32条の規定に則り運用しており、免除した場合はきちんと記録に残している。

- 2 国民健康保険税の滞納延滞金に関する今回の差押処分に違法性又は不当性はあるか。(争点2)

#### 〔審査請求人の主張〕

審査請求の対象となっている差押処分については処分庁から何の連絡もないままになされた処分である。平成19年11月にも、今回と同じような国民健康保険税に係る差押処分を経験しているが、その時は督促状の送達、納付指導に基づく分割納付の履行など、処分庁とのやりとりを重ねるなかでなされた処分であったことに対し、今回の処分が唐突になされたということに、驚きとともに処分を受ける理由も思い当たらないし、納得がいかない。

#### 〔処分庁の主張〕

審査請求人は、差押え前に何らかの方法による事前の相談がなかった旨主張しているが、審査請求人が提出した証拠書類にもあるとおり、平成27年7月6日付で発送した「延滞金明細のご案内」の催告書によって、延滞金の催告を行っている。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

争点1及び争点2について処分庁に違法性又は不当性はないと判断するから、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、本件審査請求については、いずれも理由がないから棄却すべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第2 争点に対する判断」に記載のとおり。

### 第4 調査審議の経過

平成28年12月19日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び平成29年1月23日の審査会において、調査審議を行った。

### 第5 審査会の判断の理由

1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 2 争点1及び争点2に対する判断

##### (1) 争点1について

審査請求人は、「平成19年11月に受けた差押処分以降に行った分

納相談において、延滞金の事を窓口で尋ねたが、『延滞金は名目上だけで国税を払わせる目的でだけのことだ』との説明を受け、『延滞金はかからないので安心してください』と言われていたのに、差押処分が今回行われた。今まで市役所を信じてきたが、嘘の話であり、詐欺にあった思いである』と主張する。

この点、租税法規に適合する課税処分において法の一般原理である信義則法理の適用するかについて、最高裁判例（昭和62年10月30日第三小法廷。以下「最判」という。）によれば、少なくとも、①税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、②納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、③のちに右表示に反する課税処分が行われ、④そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、⑤また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点を考慮し、これらに該当する場合に特別の事情が存する場合として、初めて信義則の適用を行うべきものと判断している。

これを本事案に当てはめてみれば、審査請求人は、「平成19年11月の納付相談において対応した徴税吏員から延滞金を払わなくてよい旨を告げられ、その後の納付については滞納に係る本税及び督促手数料を分割して納付することとし、その分納を概ね履行した後、平成27年7月には滞納分を完納している。完納した後、処分庁に電話で連絡したところ、電話口で『これで終わりです』という趣旨のことを告げられた」と主張するが、納税者との交渉事項は滞納整理システムに入力されており、審査請求人の記録にそのような記録は残っていないことから、審査請求人が平成19年当時の徴税吏員から延滞金を払わなくてもよい旨を告げられ、また、平成27年当時に電話口で「これで終わりです」という趣旨のことを処分庁から告げられたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本事案については、最判が求めるところの「①税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示した」との要件に該当せず、本事案について信義則の適用を行うことはできない。

## (2) 争点2について

審査請求人が今回の審査請求に係る差押処分がなされる前に、処分庁から全く連絡がなかったと主張しているが、結果的には約1年前にはなるものの平成27年7月に処分庁から審査請求人の延滞金に係る通知文書が送達されていることから、当該通知文書の内容を確認しなかつ

たことをもって延滞金の納付義務があることを知らなかったという審査請求人の主張は認めることはできない。

- 3 以上によれば、審理員意見書の結論と異なることなく、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであるとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 意見

当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり、本件審査請求については棄却すべきと答申するものであるが、処分庁の業務の進め方について意見を付しておきたい。

今回の審査請求の審査を行うに際し、審理員と同様、処分庁の業務の進め方は決して適切とは言えず、納税者からの信頼を得られるものではないと感じた。審査請求人は「納得がいかなないから審査請求を行っている。自分に滞納があると分かっていたら審査請求はしない。だから平成19年の差押処分では不服を申し立てていない。」と述べており、この言葉を処分庁はよく考えるべきである。

処分庁は、税の徴収という強い権限をもって業務を遂行する以上、その権限を行使する時にはその相手方に理解、納得をさせるように努めなければならない。

国民健康保険制度は国民皆保険の受け皿となるものであり、他の健康保険資格を有することがないかぎり国民健康保険の資格を喪失することはない。そのような制度において、処分庁は保険者として徴収業務を担っているものであり、納税者が自主的に納付しようという意識を削ぐような処分を執行していることには疑問を抱かざるを得ない。たとえば審査請求人のケースでは、延滞金の賦課について疑義の残る状況であり、結果的には違法又は不当とまでは言えないながら、強制処分による徴収に踏み切っている。審査請求人は、特段の状況変化がないかぎり今後も国民健康保険の被保険者であり続けることから、今回の審査請求に係る処分を受けてなお、自主的な納税意識を維持し続けることはかなり大変であろうと感じている。

処分庁は、税の徴収という強い権限を有する以上、誰からも信頼される態度を取るべきであると考えており、たとえば業務マニュアルの改訂整備や職場研修の徹底により組織として標準化を図るなど、自ら改善の措置を講ずるべきである。

行政不服審査制度は、訴訟によらず、行政の自己反省機能をいかし、簡易

迅速に国民の権利利益の救済を図るものであり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みである。当審査会が意見として付したことを、処分庁の今後の業務に役立てていただきたい。

平成29年1月23日

佐世保市行政不服審査会

会 長 村 上 則 夫

委 員 樋 口 聡 子

委 員 丸 山 優